

廃棄物管理施設の設工認申請における質問回答票

令和6年2月16日
 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 大洗研究所 環境保全部

No.	原子力規制庁コメント	コメントに対する回答	回答対応	回答日	備考
【令和6年2月1日 面談】「第2回審査会合のコメント回答票 20240201」について					
1	審査会合の「回答」欄で「1月の面談で説明予定」となっているものが次回の審査会合で説明してもらえるとの理解でよいか。	その理解である。 記載を「第3回の審査会合で説明予定」に修正します。	第3回審査会合で説明		
2	6ページNo.12 核物質防護規定に係る施設が2施設あり、当該施設の出入管理に関する措置は核物質防護規定に基づき実施することだが、設工認の申請書ではどのようにするのか。核物質防護規定との関係を追加するのか。	申請書に核物質防護規定において規定していることを記載します。	第3回審査会合で説明		
3	6ページNo.12 審査会合でのコメントの趣旨として、出入り管理において、検査が扉だけでいいのかという質問は、なぜ扉という一部だけの検査で全体の説明ができるのかという意図であるため、出入り管理の検査について説明してほしい。	建家は壁、周辺には立入制限区域の柵があります。更に、建家に扉を設けることにより人の侵入防止の技術基準を満足しています。 立入制限区域の柵については、所で管理しており、建家の壁については、巡視等で健全性を確認しています。扉については、廃棄物管理施設保安規定において建家出入口の鍵管理について定めていることから、施錠できることを検査する必要があると整理しています。	第3回審査会合で説明		

No.	原子力規制庁コメント	コメントに対する回答	回答対応	回答日	備考
4	2 ページNo.2 外部事象については、竜巻以外の事象の対策を先に説明できないのか。その判断に時間を要している理由は何か。火災防護などは許可で対策決まっていると思うが、なぜ時間を要するのか。	火災防護に関して、どの設備を守るべきなのかの確認を要求されている。外部事象についても、同様のことを要求されると考えるため、それを確認するのに時間を要しています。 評価等が必要のない事象あれば、第4回に説明することはできます。	第3回審査会合で説明		
5	9 ページNo.19 前回の審査会合で回答済であるため、「第2回審査会合で説明済」と記載すること。	「第2回審査会合で説明済」と記載します。	-		
【令和6年2月1日 面談】「資料 507-1 審査会合コメント回答資料 20240201」について					
6	表-1への記載例について、「機能維持のための方法」がどのような意図をもって記載しているか説明すること。	代表例として消火設備を記載しています。 「火災等による損傷の防止」に関する設備の機能の維持については、消火設備（消火器、消火栓）の設置場所及び機能、警報設備（火災報知器）の設置場所及び作動に問題がなければ設備の機能は維持できるということを示す意図です。	第3回審査会合で説明		
7	決められた機能を発揮するのは「消火設備」「警報設備」だけでいいのか。ほかに見るべきものがあるのではないか。	基準に基づき要求される設備・機能を整理し、その機能を維持するための方法を整理しています。 代表例として記載した消火設備においては、火災等による損傷の防止に係るものについては、消火設備及び警報設備のみです。	第3回審査会合で説明		
8	「機能維持のための方法」において、「外観確認」、「配置確認」とあるが、何を満足すれば機能を維持していると判断できるのかが必要。「判断基準」という意味で記載しているのか。	代表例として記載した消火設備においては、確認の方法に対して、それぞれ判断基準があると考え、安全機能に対して具体的にどのような方法で確認するのかを整理しました。 「機能維持のための方法」を「機能を確認するための方法」に修正します。	第3回審査会合で説明		

No.	原子力規制庁コメント	コメントに対する回答	回答対応	回答日	備考
9	表-1 廃液処理棟の主要配管の外部からの衝撃による損傷の防止の外観確認についてはどのような意図があるのか。	廃液処理棟の主要配管の外部からの衝撃による損傷の防止の外観確認については、竜巻の影響に関するものであり、主要配管は竜巻防護設備で守ることとしており、表-1の外観確認は竜巻防護設備の外観確認を指しています。	第3回審査会合で説明		
10	機能確認について、設工認申請書への記載はどのような記載になるのか	本文及び添付書類六に「施設管理実施計画に定める機能確認の方法及び内容」を記載します。表-1は補足説明資料とします。	-		
【令和6年2月1日 面談】「資料507-2～507-4 審査会合コメント回答資料 20240201」について					
11	資料507-2～507-4は、回答内容が似通っているので、まとめて一つの回答にすること。	資料507-2～507-4は、コメントを並べて一つの回答資料（「資料507-2」）とします。	第3回審査会合で説明		
12	「常陽」の運転廃棄物の受入れは、廃棄物管理施設の使用前事業者検査完了後になるとの理解でよいか。	運転廃棄物の受入れは、廃棄物管理施設の使用前事業者検査完了後になります。	-		
13	放射性廃棄物の発生量の評価において、「常陽」を特出しで説明している理由は何か、「常陽」からの発生量が一番多いということか。	「常陽」の新規制基準対応工事に伴う廃棄物の発生量が最も多いため特出ししたものでありますが、他の施設からの維持廃棄物についても評価（計算）に含まれています。	第3回審査会合で説明		
14	資料507-2について、放射性廃棄物の保管に関し、十分余裕があるということを明記してほしい。	放射性廃棄物の保管に関し十分余裕があるということを明記するとともに、審査会合資料にも記載します。	第3回審査会合で説明		
15	資料507-3について、 α 固体廃棄物Aが令和10年度に大量に発生する理由は何か。	燃料研究棟の廃止措置で発生する廃棄物です。	-		

No.	原子力規制庁コメント	コメントに対する回答	回答対応	回答日	備考
16	「常陽」の工事廃棄物の発生量の見直しにより今後5年間は満杯とならないとのことだが、5年以降の見通しはどうなっているのか。5年を超えていつまで余裕があるのか。 審査会合においては、5年後以降の放射性廃棄物の発生量の見通しについても説明すること。	令和6～10年度の算出方法と同様に、それ以降の5年間について、各施設からの廃棄物発生量に基づき、廃棄体の発生本数を算出し、説明します。 (資料3-1参照)	第3回審査会合で説明		
17	固体集積保管場Ⅰの遮蔽スラブの追加に係る設工認申請時期は、何時頃になるのか。	申請予定時期については、本設工認申請の認可後に遮蔽スラブの追加に係る設工認を申請する予定です。	第3回審査会合で説明		
【令和6年2月1日 面談】「資料507-5 審査会合コメント回答資料 20240201」について					
18	廃棄体（ドラム缶型、角形鋼製容器、ブロック型等）について、発生元施設（炉施設、使用施設等）を表にする等、分かりやすく示すこと。	「主な発生施設と放射性廃棄物の種類」の資料で説明します。 (資料507-3参照)	第3回審査会合で説明		
【令和6年2月1日 面談】「第3回審査会合資料 20240201」について					
19	6ページ 第4欄に記載している新規申請対象設備が第3回審査会合での説明対象であるとの理解で良いか。	第3回審査会合で説明します。	第3回審査会合で説明		
20	6ページ 第5欄の説明方針の記載は、申請対象の設備に絞って記載すること。	新規制基準適合性を説明する設備のみに修正します。	次回の面談で説明		
21	11ページ 分析フードは設計の変更を行うと記載しているが、設備の変更はあるのか。	分析フードは設備の位置付けを変えるのみであり、設備の変更はありません。	-		

No.	原子力規制庁コメント	コメントに対する回答	回答対応	回答日	備考
22	設備の管理上の位置付けが変わるということであるが、基準適合は変わるのか。	基準適合が変わらないことを資料に記載します。	次回の面談で説明		
23	15 ページ 化学処理装置の①「化学処理装置系統の閉止」には、閉止フランジの取り付けが含まれるのか(閉止した場合、廃液の移送はできるのか)。	化学処理装置の①は廃液供給系統のみの閉止(フランジ取り付け)となるため、下流側への廃液の移送は可能です。	次回の面談で説明		
24	15 ページ ①「化学処理装置系統の閉止」以外の閉止措置は、どの段階で実施するのか。	廃液の流れに沿って上流側から順次フランジを取り付け閉止していきます。 使用停止のプロセスで説明します。 (第3回審査会合資料参照)	次回の面談で説明		
25	16 ページ 図面にどの範囲を使用停止にし、どの範囲を引き続き運用するのか、図面上で解るようにすること。	使用停止の範囲及び引き続き運用する範囲を図面上で識別します。	次回の面談で説明		
26	16 ページ 図面上でバルブに○印がついている箇所があるが、バルブのみで閉止する箇所はあるのか。	バルブで閉止する箇所はありません。 バルブを取外し、閉じ込め機能を維持する側に閉止フランジを取付けます。	次回の面談で説明		
27	16 ページ 閉止する箇所で、圧力が掛かるところはあるのか。	閉止箇所によっては加圧(ポンプ圧)になる部位があります。 詳細については、第4回審査会合資料(第十三条 材料及び構造)で説明します。	次回の面談で説明		
28	16 ページ 閉止する箇所で圧力が掛かるとすれば、どの程度の圧力か。	廃液貯留施設 I で使用しているポンプ圧(約0.21MPa)になります。 詳細については、第4回審査会合資料(第十三条 材料及び構造)で説明します。	次回の面談で説明		
29	16 ページ 閉止フランジの材料はなにか。	SUS(配管用ステンレス鋼鋼管)を使用します。 詳細については、第4回審査会合資料(第十三条 材料及び構造)で説明します。	次回の面談で説明		

No.	原子力規制庁コメント	コメントに対する回答	回答対応	回答日	備考
30	システムの閉止に際して、第十三条の基準適合が必要と考えるので整理すること。	第十三条に該当すると考えます。 第4回審査会合資料（第十三条 材料及び構造）で説明します。	次回の面談で説明		
31	システムの閉止に伴う各工事で、どのような作業があって、技術基準との比較で、何を説明する必要があるのかをまずは説明すること。	使用停止に伴う工事に関する新規申請設備だけでなく、全ての新規申請設備について、該当する技術基準を整理した新規申請設備の技術基準整理表で説明します。 (資料3-2参照)	次回の面談で説明		
32	15 ページ フローの「設工認」は今回の申請範囲であることが分かるように「本設工認」と記載すること。	フロー図の記載を見直しました。 (第3回審査会合資料参照)	-		
33	15 ページ フローの④「貯留スラッジのセメント固化処理」の固化処理を実施するにあたり、どのような手続きで実施するのかを整理しておくこと。	貯留しているスラッジは維持廃棄物であり、従来とおり保安規定に基づきセメント固化処理を行います。	次回の面談で説明		
34	15 ページ 使用停止した設備の機能とは何か。固定した汚染が削がれていないか管理するという意味か。保安規定に定め管理するという意味か。	使用の停止に伴う工事により安全機能はなくなるが、設備は撤去されるわけではなく残るので、保全の観点からその他設備の安全機能に波及しないよう、保安規定で管理していきます。 (第3回審査会合資料参照)	次回の面談で説明		
35	507-1 の表-1 において、使用停止設備については、機能維持の対象ではないとしているのか。	使用の停止に伴う工事により安全機能はなくなる予定としています。 (第3回審査会合資料参照)	次回の面談で説明		
36	使用停止設備を撤去する計画はあるのか、撤去した方が安全機能への影響がないのではないのか。他の施設においては、運転中の設備であっても、使用しない部分を撤去する行為は行っている。	将来は撤去を考えていますが、現時点では撤去の計画はありません。	-		

No.	原子力規制庁コメント	コメントに対する回答	回答対応	回答日	備考
37	事業変更許可では、使用停止設備が削除されているという理解なのか。 許可の記載から整理した方が良い。許可変更の段階でどこまで議論されているのか、後段規制でどのように管理しようとしていたのかをよく整理すること。	当初の事業変更許可申請では、使用を停止する範囲を削除していましたが、面談を通じて設備を停止する設工認の申請において、変更許可との整合性を図る必要があることから使用の停止としています。 (資料 3-2 参照)	次回の面談で説明		
38	19 ページ 有機溶媒貯槽については、どのように閉じ込め機能を確保するのかを示すこと(堰で確保するのか、または漏えい検知器で確保するのか)。	有機溶媒貯槽については、堰で閉じ込め機能を確保しています。 (第 3 回審査会合資料参照)	次回の面談で説明		
39	19 ページ 有機溶媒貯槽について、第六条の耐震についても第 3 回の審査会合で説明してもらった方が理解しやすい。	有機溶媒貯槽については、第六条の耐震に係る設計方針を説明します。 (第 3 回審査会合資料参照)	次回の面談で説明		
40	50 ページ 漏えい検知器をどの高さにつけるのか(どの程度の漏えい量で検知器が反応するのか)がわかるよう図等で示してほしい。	漏えい検知器の設置状況を図に示します。 (資料 3-3 参照)	次回の面談で説明		
41	53 ページ 警報検査において、模擬信号で確認するとあるが、接液させて確認する必要があるのではないのか。	警報検査は、模擬信号ではなく漏えい検知器を接液させることにより行います。 (第 3 回審査会合資料参照)	次回の面談で説明		
42	・ 53 ページ 検知器から警報発報場所までの系統を図で示すこと(原科研処理場でも実例があるので参考にすること)。	漏えい検知器から警報発報場所までの警報系統図を記載します。 (資料 3-4 参照)	次回の面談で説明		
43	・ 44 ページ セメント固化装置に「第十五条(計測制御系統施設)」の変更はあるのか。また、排水監視施設には変更がないため整理すること。	セメント固化装置の一部使用の停止に伴い、スラッジ系統の計測設備の使用を停止します。また、排水監視施設など新規申請に該当しないものは削除します。 (第 3 回審査会合資料参照)	次回の面談で説明		

No.	原子力規制庁コメント	コメントに対する回答	回答対応	回答日	備考
44	・使用停止について、設工認申請書上の記載をどのように行うのか。既許可のもので使用しないことをどのように記載するのか検討すること。記載にあたっては、原科研処理場の設工認「アスファルト固化装置等の配管等閉止措置」を参考にすること。	設工認申請書においては、許可の記載同様に使用を停止する範囲・設備を明確にし、使用を停止することを記載します。	次回の面談で説明		
45	・51 ページ スラッジ槽の計測設備の離線について、他の計測制御設備に影響はないのか。また、使用停止の範囲を図面上に記載すること。	他の計測制御設備は系統が独立しているため、影響しません。 図面において、使用停止の範囲を記載します。 (第3回審査会合資料参照)	次回の面談で説明		
46	・51 ページ 漏えい検知器について、「閉じ込め」で申請されておらず、「計測設備」でまとめて申請しているのはなぜか。 「別表3」との関係で矛盾が生じないようにすること。	すべての漏えい検知器(追加含む)を一覧で示し、安全機能「閉じ込め」「計測設備」の整理を説明します。 (資料3-5参照)	次回の面談で説明		
47	・79 ページ 処理施設の処理能力について、第5欄の「最大受入れ量を考慮した稼働日数」や第6欄の「年間稼働可能日数」とは何か。別紙で考え方を示すこと。	「最大受入れ量を考慮した稼働日数」、「年間稼働可能日数」それぞれの考え方を記載します。 (資料3-6参照)	次回の面談で説明		
48	・79 ページ 「最大受入れ量」を表中に追加すること。	年間受入れ量を追記します。 (第3回審査会合資料参照)	次回の面談で説明		
49	・79 ページ 第5欄の「最大受入れ量を考慮した稼働日数」に対して第6欄の「年間稼働可能日数」が上回る、あるいは同等だと、要求を満足するのはなぜか。	年間の最大受入れ量を受け入れた場合でも、年間の稼働可能日数以内で処理できるのであれば、受け入れる廃棄物を十分処理する能力があると考えられ、要求を満足するとみなせるためです。また、最大受け入れ量を超えて、廃棄物を受け入れることがないように規則等に定めます。なお、過去の実績を鑑みても、廃棄物の受入れ量が最大受け入れ量を超えることはありません。	次回の面談で説明		

No.	原子力規制庁コメント	コメントに対する回答	回答対応	回答日	備考
50	・78 ページ $\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I の搬送設備は処理能力に影響するのか。75 ページの $\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I の構成機器にも搬送設備が入ってくるのか。	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I の搬送設備は、搬送能力が処理能力に影響すると説明しましたが、搬送設備として新規申請する設備であり、第十八条から記載を削除します。	次回の面談で説明		
51	・80、81 ページ 「保管廃棄設備」は何を保管するものか。 受入れ施設と同等の機能要求があると考えてよいか。	保管廃棄設備は、受入れ作業、処理作業及び点検により発生した廃棄物を一時的に保管します。 (資料 3-7 参照)	次回の面談で説明		
52	・80、81 ページ 新規の保管廃棄設備は、他に安全機能はないのか。廃棄物の処理工程の全体を通じて、安全機能の要求は変わらないと考えるので、整理して説明すること。	第十八条以外に第十一条（火災等による損傷の防止）が該当します。 (資料 3-7 参照)	次回の面談で説明		
53	・80、81 ページ 保管容量を担保する設計方針（定期的に払い出す等）を示すこと。	保管廃棄設備に一時保管している廃棄物は、定期的に点検し、保安規定に基づき廃棄物受け入れ施設への引き渡し手続きを行い、定期的に払い出します。 (第 3 回審査会合資料参照)	次回の面談で説明		

【コメントNo.16】

「常陽」の工事廃棄物の発生量の見直しにより今後 5 年間は満杯とならないが、5 年以降の見通しはどうなっているのか。5 年を超えていつまで余裕があるのか。

〈回答〉

令和 6 年から令和 10 年までの算出方法と同様に、5 年後以降（令和 11 年度以降）の単年度について、各施設からの廃棄物発生量に基づき、廃棄体の発生本数を算出した。その結果、令和 12 年度中（7 年後）に固体集積保管場Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ及び α 固体貯蔵施設の保管余裕がなくなる見通しである。

施設毎の保管余裕量

管理施設	5 年後の保管余裕量 (令和 10 年度末時点)	6 年後の発生量 (令和 11 年度)	7 年後の発生量 (令和 12 年度)
固体集積保管場Ⅰ	1,866.0 m ³ 9,330 本相当	1.8 m ³ 9 本相当 ⇒年度末の保管余裕量： 9,321 本	1.8 m ³ 9 本相当
固体集積保管場Ⅱ	66.6 m ³ 333 本相当	59.0 m ³ 295 本 ⇒年度末の保管余裕量：	61.4 m ³ 307 本
固体集積保管場Ⅲ		38 本	
固体集積保管場Ⅳ			
α 固体貯蔵施設	2.08 m ³ (保管体 35 個)	1.98 m ³ (保管体 33 個) ⇒年度末の保管余裕量： 2 個	2.04 m ³ (保管体 34 個)
評価	/	保管余裕量未満	保管余裕量を 超える

対策として、固体集積保管場Ⅳに保管しているブロック型廃棄物パッケージを固体集積保管場Ⅰに移動することで、固体集積保管場Ⅳの保管量を確保（+432 本）する。

また、α 固体貯蔵施設については、固体廃棄物減容処理施設（OWTF）で減容し、α 固体貯蔵施設の保管量を確保する。

以上

【コメントNo.37】

許可の記載から整理した方が良い。許可変更の段階でどこまで議論されているのか、後段規制でどのように管理しようとしていたのかをよく整理すること。

〈回答〉

許可変更の際は、廃液処理棟の化学処理装置及びセメント固化装置の一部並びに有機廃液一時格納庫について、評価上残っており、廃止に向けた中間段階を踏む意味合いから、使用を停止する施設・設備として許可書に記載している。

使用を停止する施設・設備については、本設工認において使用の停止の方法を、使用停止後の確認方法については保安規定で管理することとしている。

なお、許可変更の審査の過程では、使用を停止する施設・設備についての廃止措置については議論していない。

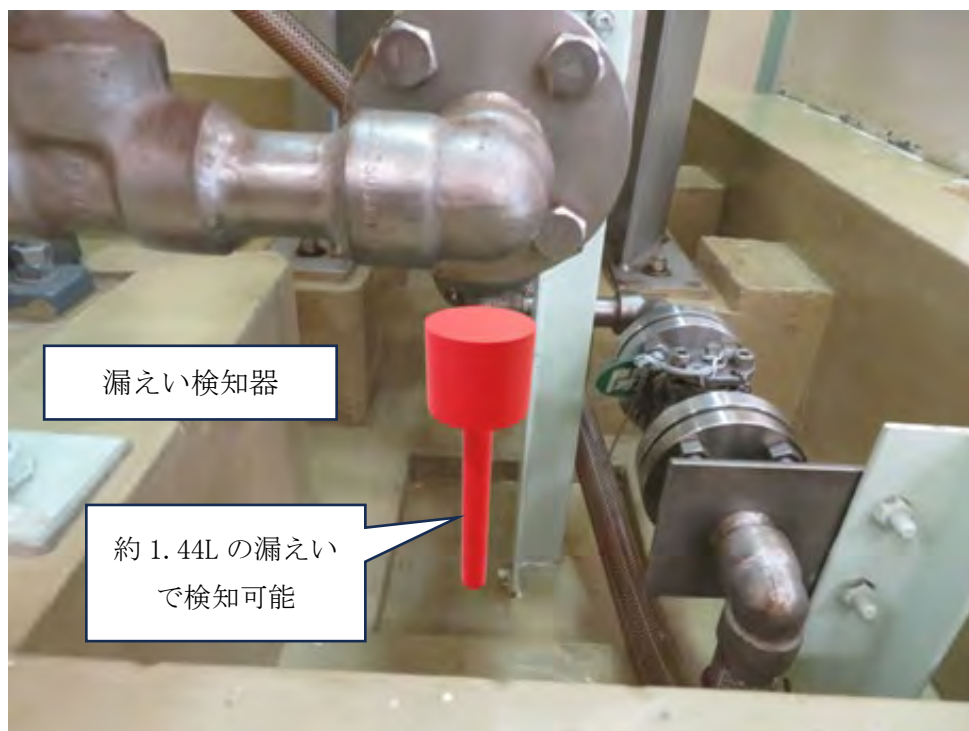
以上

【コメントNo.40】

漏えい検知器をどの高さにつけるのか（漏えい量の基準）を図面上で示してほしい。

〈回答〉

有機溶媒貯槽の漏えい検知器は、堰内のピット（一段低くなっている箇所）から高さ 2.5 cm の位置に検出部を設置する。



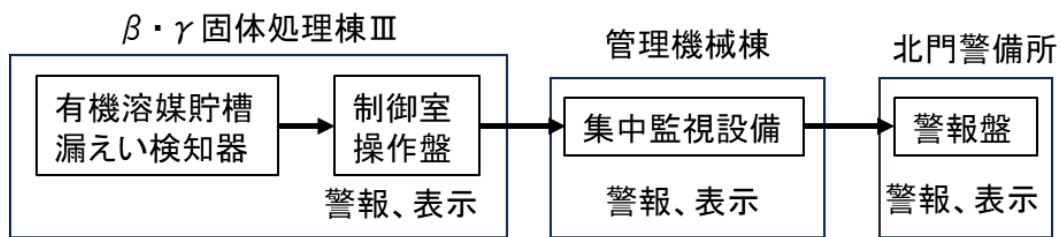
以上

【コメントNo.42】

検知器から警報発報場所までの系統を図で示すこと。

<回答>

有機溶媒貯槽の漏えい検知器からの警報は β ・ γ 固体処理棟Ⅲ装置室操作盤において発報する。また、運転中以外の発報も考慮し、人が常駐している管理機械棟の集中監視設備及び北門警備所の警報盤でも発報する。系統図を以下に示す。



以上

【コメントNo.46】

漏えい検知器について、「閉じ込め」で申請されておらず、「計測制御設備」でまとめて申請しているのはなぜか。

「別表 3」との関係で矛盾が生じないようにすること。

〈回答〉

漏えい検知器は、事業変更許可における閉じ込め（第 3 条）「液体廃棄物を内蔵する設備・機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止をする設計（第 3 条第 2 項第 3 号解釈）」及び計測制御設備（第 15 条）「廃棄施設から放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これを適切に監視し、確実に検知して速やかに警報することができる計測制御系統施設（第 15 条第 1 項解釈）」に基づき設置している。

本設工認の申請に当たり、技術基準に基づく新規制基準の対応として添付のリストにより整理した。

その結果、許可基準における第三条の閉じ込め機能についてはハード対応であり、第十五条の計測制御設備については「閉じ込める機能が確保されていることを適切に監視（漏えい検知器）することができる計測制御系統施設を設けなければならない」とのことから、漏えい検知器は全て計測制御系統施設として整理し取り扱うこととする。

なお、別表についても見直しを行う。

以上

漏えい検知器リスト

対象施設・設備	系統名称	許可		設工認（既認可）		設工認上の整理			
		*1 閉じ込め	*2 計測設備	閉じ込め	計測設備	閉じ込め	計測設備		
計測制御系統施設	廃液貯留施設 I 廃液貯槽 I 計測設備	貯槽No. 1				○	×	○	
		貯槽No. 2				○	×	○	
		貯槽No. 3				○	×	○	
		貯槽No. 4	○	○		○	×	○	
		貯槽No. 5				○	×	○	
		貯槽No. 6				○	×	○	
	廃液貯留施設 II 廃液貯槽 II 計測設備	貯槽No. 1				○	×	○	
		貯槽No. 2	○	○		○	×	○	
		貯槽No. 3				○	×	○	
		貯槽No. 4				○	×	○	
	廃棄物管理施設用廃液貯槽 廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備	貯槽No. 1	○	○		○	×	○	
		貯槽No. 2				○	×	○	
---		○	○		○	×	○		
---		○	○		○	×	○		
廃液貯留施設 I 処理済廃液貯槽計測設備	---	○	○		○	×	○		
	---	○	○		○	×	○		
排水監視設備 排水監視設備計測設備	---	○	○		○	×	○		
	---	○	○		○	×	○		
セメント固化装置 セメント固化装置計測設備	ビット内	○	○		○	×	○		
	埋内				○				
廃棄物管理設備本体の 処理施設	化学処理装置	フラッシュミキサ下部			○				
		凝集沈殿槽下部			○				
		フィルタビット	○			○			
		スラッジ貯槽				○			
		廃液貯留施設 I 汚染検査室マンホール				○			
		廃液貯留施設 I No. 2 貯槽北側マンホール				○			
	廃液蒸発装置 I	廃液蒸発装置 I ビット				○	×	○	
		連絡通路トレンチ				○	×	○	
		廃液処理棟-廃液貯留施設 I 間マンホール	○			○	×	○	
		廃液貯留施設 I No. 5 貯槽北側マンホール				○	×	○	
	廃液蒸発装置 II	廃液貯留施設 I 処理済廃液貯槽北側マンホール				○	×	○	
		周囲壁				○	×	○	
	排水監視設備	配管トレンチ	○			○	×	○	
		凝縮液貯槽室ビット				○	×	○	
	その他廃棄物管理設備 の附属施設のうち液体 廃棄物の廃棄施設	α 固体処理棟廃液予備処理装置	貯留タンク用	○			○	×	○
			化学処理タンク用				○	×	○
β・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽		廃液貯槽用	○			○	×	○	
		ドレンサンプ 貯槽用				○	×	○	
		廃液移送容器受け皿内部前部				○	×	○	
廃棄物管理施設用廃液貯槽		廃液移送容器受け皿内部後部				○	×	○	
		廃液貯留施設 I 西側集水弁				○	×	○	
		廃棄物管理施設用廃液貯槽北側集水弁	○			○	×	○	
		α 固体処理棟南側集水弁				○	×	○	
		管理機械棟北側集水弁				○	×	○	
放射性廃棄物の受入れ 施設	廃液貯留施設 I 廃液貯槽 I	トレンチ内No. 1				○	×	○	
		トレンチ内No. 2				○	×	○	
		トレンチ内No. 3				○	×	○	
		マンホール内MH. 0				○	×	○	
		マンホール内MH. 1				○	×	○	
		マンホール内MH. 2				○	×	○	
		マンホール内MH. 3				○	×	○	
		マンホール内MH. 4				○	×	○	
		マンホール内MH. 5				○	×	○	
		マンホール内MH. 6				○	×	○	
		マンホール内MH. 7				○	×	○	
		マンホール内MH. 8				○	×	○	
		マンホール内MH. 9	○			○	×	○	
		マンホール内MH. 10				○	×	○	
		マンホール内MH. 11				○	×	○	
		マンホール内MH. 12				○	×	○	
		マンホール内MH. 13				○	×	○	
		マンホール内MH. 14				○	×	○	
		マンホール内MH. 15				○	×	○	
		マンホール内MH. 16				○	×	○	
		マンホール内MH. 17				○	×	○	
マンホール内MH. 18				○	×	○			
マンホール内MH. 19				○	×	○			
マンホール内MH. 20				○	×	○			
マンホール内MH. 21				○	×	○			

■ : 使用の停止

* 1 : 液体廃棄物を内蔵する設備・機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止をする設計とする。（第3条第2項第3号解釈）

* 2 : 廃棄施設から放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これを適切に監視し、確実に検知して速やかに警報することができる計測制御系統施設を備える。（第15条第1項解釈）

設工認上の整理 : 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則は、第三条の閉じ込め機能はハード対応であり、第十五条は閉じ込める機能が確保されていることを適切に監視（漏えい検知器）することができる計測制御系統施設を設けなければならないことから、漏えい検知器は全て計測制御系統施設（計測設備）として取り扱う。

【コメントNo.47】

「最大受入れ量を考慮した稼働日数」と「年間稼働可能日数」の違いについて説明してほしい。

〈回答〉

「最大受入れ量を考慮した稼働日数」は、廃棄物管理施設における各設備の廃棄物の年間最大受入れ量を、各設備の最大処理能力で除した値である。

「年間稼働可能日数」は、各設備の点検及び定期検査による使用できない期間及び処理後の廃棄物パッケージの運搬等付帯作業を考慮した、1 年のうち稼働可能な日数である。

それぞれの説明を第 3 回審査会合資料（P.71）に記載した。

年間の最大受入れ量を受け入れた場合でも、年間の稼働可能日数以内で処理できるのであれば、受け入れる廃棄物を十分処理する能力があると考えられ、要求を満足するとみなせるためです。また、最大受け入れ量を超えて、廃棄物を受け入れることがないように規則等に定めます。なお、過去の実績を鑑みても、廃棄物の受入れ量が最大受け入れ量を超えることはありません。

以上

【コメントNo.52】

新規の保管廃棄設備は、他に安全機能はないのか。廃棄物の処理工程の全体を通じて、安全機能の要求は変わらないと考えるので、整理して説明すること。

〈回答〉

保管廃棄設備については、 β 、 γ 固体処理棟Ⅲは建屋内の部屋を保管廃棄設備としているため、耐震に関する安全機能はなく、その他の施設の保管廃棄設備についても、金属製容器であり、地震等により転倒したとしても、内部の廃棄物の安全性が損なわれるものではないため、耐震に関する安全機能は必要ない。また、閉じ込めの機能についても、廃棄物自身で担保しているため安全機能はない。

但し、許可書において、「実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。」という記載があるため、第 18 条（処理施設及び廃棄施設）以外に第 11 条（火災等による損傷の防止）が該当する。

以上

【コメントNo.31】

システムの閉止に伴う各工事で、どのような作業があつて、技術基準との比較で、何を説明する必要があるのかをまずは説明すること。

〈回答〉

化学処理装置の使用停止に伴う、セメント固化装置の主要配管の一部閉止の工事については、主に配管への閉止フランジの取付及び、セメント固化装置の一部の電源供給部の離線作業がある。

閉止に伴う工事に関する新規申請設備だけでなく、全ての新規申請設備について、該当する技術基準を整理した新規申請設備の技術基準整理表を作成した。この表を基に技術基準の要求事項に対して何が必要か、また、システムの閉止に伴う各工事で、どのような作業があるのかを説明する。

以上

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	廃液処理棟		排水監視施設	β・γ固体処理棟Ⅰ	
			工事無(既設)	工事に有(新規設置)	工事無(既設)	工事無(既設)	
第一条	定義						
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設						
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の維持						
第四条	核燃料物質の臨界防止	●					
第五条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●		竜巻対策設備			
第六条	地震による損傷の防止	第1項		竜巻対策設備(耐震C)		β・γ圧縮装置Ⅰ(廃棄物搬送設備)(耐震C)	
		第2項	●				
		第3項	●				
第七条	津波による損傷の防止	●					
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	第1項	●	竜巻対策設備		
			洪水				
			降水				
			風(台風)				
			竜巻				
			凍結				
			積雪				
			落雷				
			地滑り				
			火山				
			生物学的事象				
			森林火災				
			組合せ				
			第2項				
飛来物(航空機落下等)							
ダム崩壊							
貯槽の決壊							
近隣工場等の火災							
有毒ガス							
船舶の衝突							
電磁波障害							
第九条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●					
第十条	閉じ込めの機能		第一号		セメント固化装置(主要配管:フランジ)		
			第二号				
			第三号				
			第四号イ				
			第四号ロ				
			第四号ハ				
第十一条	火災等による損傷の防止		第1項	消火器		消火器	消火器
			第2項	消火器		消火器	消火器
			第3項	廃液処理棟保管廃棄設備	セメント固化装置(主要配管:フランジ)		β・γ固体処理棟Ⅰ保管廃棄設備
			第4項				
			第5項				
第十二条	安全機能を有する施設		第1項	ジブクレーン、更衣設備、手洗い設備、シャワー設備、ハンドフットクロスモニタ、廃液処理棟保管廃棄設備、消火器、安全避難通路、電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機3、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	セメント固化装置(主要配管:フランジ)、竜巻対策設備	消火器、電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機7、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	天井クレーン、β・γ圧縮装置Ⅰ(廃棄物搬送設備)、更衣設備、手洗い設備、シャワー設備、ハンドフットクロスモニタ、β・γ固体処理棟Ⅰ保管廃棄設備、消火器、安全避難通路、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備
			第2項				
			第3項	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備		廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備
第十三条	材料及び構造		第1項第一号		セメント固化装置(主要配管:フランジ)		
			第1項第二号イ				
			第1項第二号ロ				
			第1項第二号ハ				
			第1項第二号ニ				
			第2項		セメント固化装置(主要配管:フランジ)		
第十四条	搬送設備		第一号	ジブクレーン		天井クレーン	
			第二号	ジブクレーン		天井クレーン	
第十五条	計測制御系統施設						
第十六条	放射線管理施設		第1項第一号				
			第1項第二号				
			第1項第三号				
			第1項第四号		更衣設備、手洗い設備、シャワー設備、ハンドフットクロスモニタ		更衣設備、シャワー設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ
			第1項第五号				
			第2項	●			
第十七条	受入施設又は管理施設		第1項				
			第2項第一号	●			
			第2項第二号	●			
			第2項第三号	●			
第十八条	処理施設及び廃棄施設		第1項第一号				
			第1項第二号				
			第1項第三号				
			第1項第四号				
			第1項第五号				
			第2項	●	廃液処理棟保管廃棄設備	セメント固化装置(主要配管:フランジ)	β・γ圧縮装置Ⅰ(廃棄物搬送設備)、β・γ固体処理棟Ⅰ保管廃棄設備
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止						
第二十条	遮蔽		●				
第二十一条	換気設備		第一号				
			第二号				
			第三号				
			第四号				
第二十二条	予備電源			電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機3	電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機7		
第二十三条	通信連絡設備等		第1項	●	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備
			第2項	●	所内内線設備		所内内線設備
			第3項	●	安全避難通路		安全避難通路
第二十四条	電磁的記録媒体による手続						

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	β・γ 固体処理棟 II	β・γ 固体処理棟 III		β・γ 固体処理棟 IV	
			工事無 (既設)	工事無 (既設)	工事も (新規設置)	工事無 (既設)	
第一条	定義						
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設						
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の維持						
第四条	核燃料物質の臨界防止	●					
第五条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●					
第六条	地震による損傷の防止	第1項		有機溶媒貯槽 (廃油タンク、堰) (耐震B)	有機溶媒貯槽 (漏えい検知)		
		第2項	●				
		第3項	●				
第七条	津波による損傷の防止	●					
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水				
			降水				
			風 (台風)				
			竜巻				
			凍結				
			積雪				
			落雷		避雷設備		
			地滑り				
			火山				
			生物学的事象				
		森林火災					
		組合せ					
		第2項	飛来物 (航空機落下等)				
			ダム崩壊				
貯槽の決壊			有機溶媒貯槽 (堰)				
近隣工場等の火災	●						
	有毒ガス						
	船舶の衝突						
	電磁波障害						
第九条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●					
第十条	閉じ込めの機能	第一号					
		第二号					
		第三号					
		第四号イ					
		第四号ロ		有機溶媒貯槽 (堰)			
		第四号ハ					
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	消火器	消火器		消火器	
		第2項	消火器	消火器		消火器	
		第3項	β・γ 固体処理棟 II 保管廃棄設備	有機溶媒貯槽 (廃油タンク、堰) β・γ 固体処理棟 III 保管廃棄設備		β・γ 固体処理棟 IV 保管廃棄設備	
		第4項					
		第5項					
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	天井クレーン、β・γ 固体処理棟 II 保管廃棄設備、消火器、安全避難通路、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ベージング設備	天井クレーン、β・γ 洗却装置 (廃棄物投入装置)、エレベータ (廃棄物移送用)、有機溶媒貯槽 (廃油タンク、堰)、更衣設備、手洗い設備、シャワー設備、ハンドフットクロスモニタ、放射能測定設備、β・γ 固体処理棟 III 保管廃棄設備、電気設備 (予備電源給電部)、可搬型発電機1、避雷設備、消火器、安全避難通路、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ベージング設備、所内内線設備	有機溶媒貯槽 (漏えい検知)	天井クレーン、更衣設備、シャワー設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ、β・γ 固体処理棟 IV 保管廃棄設備、消火器、安全避難通路、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ベージング設備、所内内線設備	
		第2項					
		第3項	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ベージング設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ベージング設備、所内内線設備		廃棄物管理施設内一斉放送設備、ベージング設備、所内内線設備	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号					
		第1項第二号イ					
		第1項第二号ロ					
		第1項第二号ハ					
		第1項第二号ニ					
		第2項					
第十四条	搬送設備	第一号	天井クレーン	天井クレーン、エレベータ (廃棄物移送用)		天井クレーン	
		第二号	天井クレーン	天井クレーン、エレベータ (廃棄物移送用)		天井クレーン	
第十五条	計測制御系統施設	第1項			有機溶媒貯槽 (漏えい検知)		
		第2項					
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号					
		第1項第二号					
		第1項第三号					
		第1項第四号		更衣設備、手洗い設備、シャワー設備、ハンドフットクロスモニタ、放射能測定設備		更衣設備、シャワー設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ	
		第1項第五号					
第2項	●						
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項					
		第2項第一号	●				
		第2項第二号	●				
		第2項第三号	●				
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号					
		第1項第二号					
		第1項第三号					
		第1項第四号					
		第1項第五号					
		第2項	●	β・γ 固体処理棟 II 保管廃棄設備	β・γ 洗却装置 (廃棄物投入装置) β・γ 固体処理棟 III 保管廃棄設備		β・γ 固体処理棟 IV 保管廃棄設備
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止						
第二十条	遮蔽	第1項	●				
		第2項					
第二十一条	換気設備	第一号					
		第二号					
		第三号					
		第四号					
第二十二条	予備電源			電気設備 (予備電源給電部)、可搬型発電機1			
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ベージング設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ベージング設備、所内内線設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ベージング設備、所内内線設備	
		第2項	●		所内内線設備	所内内線設備	
		第3項	●	安全避難通路	安全避難通路	安全避難通路	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続						

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	α 固体処理棟		固体集積保管場Ⅰ	固体集積保管場Ⅱ	
			工事無 (既設)	工事は (新規設置)	工事無 (既設)	工事無 (既設)	
第一条	定義						
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設						
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の維持						
第四条	核燃料物質の臨界防止	●					
第五条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●					
第六条	地震による損傷の防止	第1項					
		第2項	●				
		第3項	●				
第七条	津波による損傷の防止	●					
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水				
			降水				
			風(台風)				
			竜巻				
			凍結				
			積雪				
			落雷	●	避雷設備		
			地滑り				
			火山				
			生物学的事象				
		森林火災					
		組合せ					
		第2項	飛来物(航空機落下等)	●			
			ダム崩壊				
貯槽の決壊							
近隣工場等の火災							
			有毒ガス				
			船舶の衝突				
			電磁波障害				
第九条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●					
第十条	閉じ込めの機能	第一号		管理区域系排気設備(ダクト:フランジ)			
		第二号					
		第三号					
		第四号イ					
		第四号ロ					
		第四号ハ					
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	消火器		消火器	消火器	
		第2項	消火器		消火器	消火器	
		第3項	α 固体処理棟保管廃棄設備	管理区域系排気設備(ダクト:フランジ)			
		第4項					
		第5項					
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	天井クレーン、更衣設備、手洗い設備、シャワー設備、ハンドフットクロスモニタ、α 固体処理棟保管廃棄設備、避雷設備、消火器、安全避難通路、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	管理区域系排気設備(ダクト:フランジ)	フォークリフト、消火器、安全避難通路、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	消火器、安全避難通路、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	
		第2項					
		第3項	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備		廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		管理区域系排気設備(ダクト:フランジ)			
		第1項第二号イ					
		第1項第二号ロ					
		第1項第二号ハ					
		第1項第二号ニ					
		第2項					
第十四条	搬送設備	第一号	天井クレーン		フォークリフト		
		第二号	天井クレーン		フォークリフト		
第十五条	計測制御系統施設	第1項					
		第2項					
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号					
		第1項第二号					
		第1項第三号					
		第1項第四号	●	更衣設備、手洗い設備、シャワー設備、ハンドフットクロスモニタ			
		第1項第五号					
第2項	●						
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項					
		第2項第一号	●				
		第2項第二号	●				
		第2項第三号	●				
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		管理区域系排気設備(ダクト:フランジ)			
		第1項第二号					
		第1項第三号					
		第1項第四号					
		第1項第五号					
		第2項	●	α 固体処理棟保管廃棄設備			
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止						
第二十条	遮蔽	第1項	●				
		第2項					
第二十一条	換気設備	第一号					
		第二号					
		第三号					
		第四号					
第二十二条	予備電源						
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	
		第2項	●	所内内線設備	所内内線設備	所内内線設備	
		第3項	●	安全避難通路	安全避難通路	安全避難通路	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続						

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	固体集積保管場Ⅲ 工事無 (既設)	固体集積保管場Ⅳ 工事無 (既設)	α 固体貯蔵施設 工事無 (既設)	廃液貯留施設Ⅰ 工事無 (既設)	
第一条	定義							
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設							
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持							
第四条	核燃料物質の臨界防止		●					
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●					
第六条	地震による損傷の防止	第1項						
		第2項	●					
		第3項	●					
第七条	津波による損傷の防止		●					
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水				
				降水				
				風(台風)				
				竜巻				
				凍結				
				積雪				
				落雷			避雷設備	
				地滑り				
				火山				
				生物学的事象				
		森林火災						
		組合せ						
		第2項	●	飛来物(航空機落下等)				
				ダム崩壊				
貯槽の決壊								
近隣工場等の火災								
		有毒ガス						
		船舶の衝突						
		電磁波障害						
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●					
第十条	閉じ込めの機能	第一号					廃液貯槽Ⅰ主要配管(処理装置関係)	
		第二号						
		第三号						
		第四号イ						
		第四号ロ						
		第四号ハ						
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項		消火器	消火器、自動火災報知設備、屋内消火栓設備	消火器	消火器	
		第2項		消火器	消火器、自動火災報知設備、屋内消火栓設備	消火器	消火器	
		第3項				α 固体貯蔵施設保管廃棄設備	廃液貯留施設Ⅰ保管廃棄設備	
		第4項					廃液貯槽Ⅰ主要配管(処理装置関係)	
		第5項						
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		消火器、安全避難通路、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	油圧エレベーター、フォークリフト、天井クレーン、消火器、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、安全避難通路、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	α 固体貯蔵施設保管廃棄設備、消火器、安全避難通路、電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機8、避雷設備、所内内線設備、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	廃液貯槽Ⅰ主要配管(処理装置関係)、更衣設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニター、廃液貯留施設Ⅰ保管廃棄設備、消火器、安全避難通路、電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機5、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	
		第2項						
		第3項		廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	所内内線設備、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号					廃液貯槽Ⅰ主要配管(処理装置関係)	
		第1項第二号イ						
		第1項第二号ロ						
		第1項第二号ハ						
		第1項第二号ニ						
		第2項					廃液貯槽Ⅰ主要配管(処理装置関係)	
第十四条	搬送設備	第一号			油圧エレベーター、フォークリフト、天井クレーン			
		第二号			油圧エレベーター、フォークリフト、天井クレーン			
第十五条	計測制御系統施設	第1項						
		第2項						
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号						
		第1項第二号						
		第1項第三号						
		第1項第四号					更衣設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニター	
		第1項第五号						
		第2項	●					
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項						
		第2項第一号	●					
		第2項第二号	●					
		第2項第三号	●					
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号						
		第1項第二号						
		第1項第三号						
		第1項第四号						
		第1項第五号						
		第2項	●			α 固体貯蔵施設保管廃棄設備	廃液貯留施設Ⅰ保管廃棄設備 廃液貯槽Ⅰ主要配管(処理装置関係)	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止							
第二十条	遮蔽	第1項	●					
		第2項						
第二十一条	換気設備	第一号						
		第二号						
		第三号						
		第四号						
第二十二条	予備電源				電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機8	電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機5		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、所内内線設備	所内内線設備、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	
		第2項	●	所内内線設備	所内内線設備	所内内線設備		
		第3項	●	安全避難通路	安全避難通路	安全避難通路	安全避難通路	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続							

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	廃棄物管理施設用廃液貯槽 工事無(既設)	廃液貯留施設Ⅱ 工事無(既設)	β・γ一時格納庫Ⅰ 工事無(既設)	α一時格納庫 工事無(既設)
第一条	定義						
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設						
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設の維持						
第四条	核燃料物質の臨界防止		●				
第五条	特定第一種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●				
第六条	地震による損傷の防止	第1項					
		第2項	●				
		第3項	●				
第七条	津波による損傷の防止		●				
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水			
				降水			
				風(台風)			
				竜巻			
				凍結			
				積雪			
				落雷			
				地滑り			
		火山					
		生物学的事象					
		森林火災					
		組合せ					
		第2項		飛来物(航空機落下等)		●	
ダム崩壊							
貯槽の決壊							
近隣工場等の火災							
有毒ガス							
	船舶の衝突						
	電磁波障害						
第九条	特定第一種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●				
第十条	閉じ込めの機能	第一号					
		第二号					
		第三号					
		第四号イ					
		第四号ロ					
		第四号ハ					
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項		消火器	消火器	消火器	消火器
		第2項		消火器	消火器	消火器	消火器
		第3項			廃液貯留施設Ⅱ保管廃棄施設	β・γ一時格納庫Ⅰ保管廃棄設備	α一時格納庫保管廃棄設備
		第4項					
		第5項					
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		消火器、電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機4、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	廃液貯留施設Ⅱ保管廃棄施設、消火器、安全避難通路、電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機6、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	更衣設備、手洗い設備、サーベイメータ、β・γ一時格納庫Ⅰ保管廃棄設備、消火器、安全避難通路、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	更衣設備、手洗い設備、サーベイメータ、α一時格納庫保管廃棄設備、消火器、安全避難通路、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備
		第2項					
		第3項		廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備
第十三条	材料及び構造	第1項第一号					
		第1項第二号イ					
		第1項第二号ロ					
		第1項第二号ハ					
		第1項第二号ニ					
		第2項					
第十四条	搬送設備	第一号					
		第二号					
第十五条	計測制御系統施設	第1項					
		第2項					
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号					
		第1項第二号					
		第1項第三号					
		第1項第四号				更衣設備、手洗い設備、サーベイメータ	更衣設備、手洗い設備、サーベイメータ
		第1項第五号					
第2項		●					
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項					
		第2項第一号		●			
		第2項第二号		●			
		第2項第三号		●			
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号					
		第1項第二号					
		第1項第三号					
		第1項第四号					
		第1項第五号					
		第2項		●	廃液貯留施設Ⅱ保管廃棄施設	β・γ一時格納庫Ⅰ保管廃棄設備	α一時格納庫保管廃棄設備
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止						
第二十条	遮蔽	第1項					
		第2項					
第二十一条	換気設備	第一号					
		第二号					
		第三号					
		第四号					
第二十二条	予備電源			電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機4	電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機6		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項		●	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備
		第2項		●			
		第3項		●	安全避難通路	安全避難通路	安全避難通路
第二十四条	電磁的記録媒体による手続						

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	管理機械棟 工事無 (既設)	有機廃液一時格納庫 (全て使用停止) 工事無 (既設)
第一条	定義				
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設				
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持				
第四条	核燃料物質の臨界防止		●		
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●		
第六条	地震による損傷の防止	第1項			
		第2項	●		
		第3項	●		
第七条	津波による損傷の防止		●		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	
				降水	
				風(台風)	
				竜巻	
				凍結	
				積雪	
				落雷	
				地滑り	
				火山	
				生物学的事象	
		森林火災			
		組合せ			
		第2項	●	飛来物(航空機落下等)	
				ダム崩壊	
				貯槽の決壊	
近隣工場等の火災					
有毒ガス					
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●		
第十条	閉じ込めの機能	第一号			
		第二号			
		第三号			
		第四号イ			
		第四号ロ			
		第四号ハ			
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項		消火器	
		第2項		消火器	
		第3項		管理機械棟保管廃棄設備	
		第4項			
		第5項			
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		更衣設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ、個人線量計、管理機械棟保管廃棄設備、消火器、安全避難通路、電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機2、廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、加入電話設備、所内内線設備	
				廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、加入電話設備、所内内線設備	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号			
		第1項第二号イ			
		第1項第二号ロ			
		第1項第二号ハ			
		第1項第二号ニ			
		第2項			
第十四条	搬送設備	第一号			
		第二号			
第十五条	計測制御系統施設	第1項			
		第2項			
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号			
		第1項第二号			
		第1項第三号			
		第1項第四号		更衣設備、手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ、個人線量計	
		第1項第五号			
		第2項	●		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項			
		第2項第一号	●		
		第2項第二号	●		
		第2項第三号	●		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号			
		第1項第二号			
		第1項第三号			
		第1項第四号			
		第1項第五号			
		第2項	●	管理機械棟保管廃棄設備	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止				
第二十条	遮蔽	第1項	●		
		第2項			
第二十一条	換気設備	第一号			
		第二号			
		第三号			
		第四号			
第二十二条	予備電源			電気設備(予備電源給電部)、可搬型発電機2	
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	廃棄物管理施設内一斉放送設備、ページング設備、加入電話設備、所内内線設備	
		第2項	●	加入電話設備、所内内線設備	
		第3項	●	安全避難通路	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続				